

第3号議案 定款の一部変更について

日本ヒーブ協議会では、定款第3条に基づき、協議会の目的を掲げています。現在の会員の属性や活動内容等を鑑み、消費者関連部門で働く女性に限定しないこと。また、40周年誌で掲げたヒーブのミッションや最近の対外的な発信および発信物に即した内容に変更します。

下線分修正箇所

現行（平成30年4月20日改訂）	変更案
<p>本法人は、消費者と企業のパイプ役としてのヒーブ（企業等の消費者関連部門＜消費者相談・商品開発・広報・商品テストなど＞で働く女性）の使命と職務にのっとりその資質と能力の向上をはかり、消費者の利益の増進および企業活動の健全な発展に寄与することを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">（1）会員のための研究会、講演会の開催（2）消費者セミナーならびに消費者動向調査（3）ヒーブ育成のための諸活動として生活講習、学生セミナー、他団体との交流（4）出版、広報活動（5）前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業	<p><u>本法人は、企業等で働く女性である会員が、生活者と企業の双方を理解し新しい価値を創造・提供することで、社会の持続可能な発展に寄与するとともに、その使命と職務に則り資質と能力の向上をはかることを目的とする。また、その目的に資するため、次の事業を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none">（1）会員のための研究会、講演会等の開催（2）対外的な講習会、セミナー、他団体との交流等の活動（3）出版、広報活動（4）前各号に掲げる事業に付帯<u>または関連する</u>事業

定款第3条の変更にともない、定款第8条に基づく、社員の定義を変更します。

現行（平成30年4月20日改訂）	変更案
<p>本法人の社員（正会員）は<u>企業等の消費者関連部門に働く女性</u>で本法人の目的に賛同して入会した者とする。</p>	<p>本法人の社員（正会員）は<u>企業等に働く女性</u>で本法人の目的に賛同して入会した者とする。</p>

以上